

警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令

平成18年3月31日

本部訓令第10号

警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県の警察官の職務に協力援助した者(以下「協力援助者」という。)が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号。以下「法」という。)第2条に規定する事由により災害を受け、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和51年千葉県条例第27号)第2条第1号の規定により、認定された場合における当該協力援助者又はその遺族に対する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種類)

第2条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 負傷見舞金
- (4) 物的損害見舞金

(死亡見舞金)

第3条 死亡見舞金は、協力援助者が死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に支給するものとする。

2 前項の死亡見舞金の額は、200万円とする。

(遺族の範囲及び受給順位)

第4条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 協力援助者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で主として協力援助者の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 死亡見舞金を受けべき同順位の者が2人以上あるときは、そのうち1人を代表に選任し、支給するものとする。

(障害見舞金)

第5条 障害見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定した場合を含む。)において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「令」という。)別表第2に定める第1級から第8級までの障害の等級に該当する障害がある場合においては、当該協力援助者に支給するものとする。

2 障害見舞金の額は、別表の障害の等級に応じて定めた金額とする。

(障害見舞金の調整)

第6条 既に障害のある協力援助者が、協力援助行為による負傷又は疾病により更に同一部位について障害の程度を加重した場合は、その障害の等級に応じる障害見舞金の額から加重前の障害の等級に応じる障害見舞金の額を減じた額を支給するものとする。

(負傷見舞金)

第7条 負傷見舞金は、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合に、当該協力援助者に支給するものとする。

2 負傷見舞金の額は、別表の療養期間に応じて定めた金額とする。

3 療養期間については、被災時における医師の診断日数によるものとする。

4 この見舞金を支給した後、第3条又は第5条に該当するに至ったときは、これを支給金額の一部又は全部とみなす。

(物的損害見舞金)

第8条 物的損害見舞金は、協力援助者が法第2条に基づく活動に際して、相手方の行為等により私有物品（現金、有価証券及び車両を除く。）を滅失、き損又は亡失したときに、当該協力援助者に支給するものとする。ただし、当該協力援助者が、相手方又はその他の第三者から賠償又は補償を受けたときは、その額を控除した額を支給の対象とする。

2 見舞金の額は、4万円を上限とし、損害を受けた私有物品の補修実費に基づき、支給するものとする。ただし、補修実費が購入価格を超えるときは、購入価格とする。

（申請手続）

第9条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する訓令（平成4年訓令第25号。以下「災害給付訓令」という。）第2条に規定する所属長は、見舞金を給付すべき事案の発生を認知した場合は、見舞金の種類に応じ、それぞれ次の各号に掲げる見舞金の申請書を警務部長を経由して提出するものとする。

（1） 人的損害（死亡・障害・負傷）見舞金申請書（別記様式第1号）

（2） 物的損害見舞金申請書（別記様式第2号）

2 申請書には、災害給付訓令第3条第1項に規定する災害給付通知書の写しを添付するものとする。

（支給の決定及び交付）

第10条 本部長は、前条に規定する申請書を受領したときは、速やかにこれを審査し、見舞金の支給に関する決定を行うものとする。

2 本部長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を行ったときは、見舞金支給決定通知書（別記様式第3号）に見舞金を添え、申請を行った所属長を通じて、当該協力援助者又はその遺族に支給するものとする。

3 本部長は、第1項の決定を行うに当たり、社会通念上見舞金を支給することが著しく妥当性を欠くものと認めた場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 本部長は、前項の規定による決定を行ったときは、その理由を見舞金支給決定通知書に記載するものとする。

5 本部長は、見舞金を支給したときは、領収書（別記様式第4号）を徴するものとする。

（併給規定）

第11条 見舞金は、同一事案について他の法律又は条例等による給付又は補償を受けた場合においても重ねて支給することができる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第5条第2項、第7条第2項関係）

見舞金の種類等		支給額
障害見舞金	第1級	2,000,000円
	第2級	1,800,000円
	第3級	1,600,000円
	第4級	1,200,000円
	第5級	1,000,000円
	第6級	800,000円
	第7級	400,000円
	第8級	300,000円
負傷見舞金	6か月以上	100,000円
	3か月以上	50,000円
	6か月未満	
	1か月以上	30,000円
	3か月未満	
	1か月未満	20,000円

以下様式省略